

## 尼崎市退職者による在職期間中の規律違反行為に係る情報の公表に関する 要綱

(この要綱の目的)

第1条 この要綱は、退職者がその在職期間中に規律違反行為を行っていた場合におけるその情報の公表に関し必要な事項を定めることにより、もって市民に対し説明責任を果たし、及び本市の組織の規律と公務遂行の秩序を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 退職者 保有していた本市職員（一般職（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職をいう。以下同じ。）に限る。以下「職員」という。）としての身分を失っている者をいう。
- (2) 在職期間 退職者が退職者となる前に職員として市長の事務部局に属していた期間（当該職員として任用されていた期間前に本市の任命権者から職員として任用されたことがある者にあつては、その全ての任用の期間（市長の事務部局に属していた期間に限る。）を含む。）をいう。
- (3) 規律違反行為 職務上の行為で法第29条第1項第1号又は第2号に該当するもののうち、同項の規定による懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）又は尼崎市職員の訓戒等の措置に関する要綱（昭和49年10月1日施行）による措置（以下「措置」という。）の対象となるべき行為をいう。

(事情聴取等)

第3条 市長は、規律違反行為に当たると疑われる行為により発生した事案（以下「特定事案」という。）の事実を知り、退職者にその在職期間中に規律違反行為（本市の任命権者から懲戒処分又は措置を受けたことがある者、法第22条第1項の規定による正式採用とならなかつた者及び法第16条第2号に該当したことにより同条の規定により失職した者にあつては、これらの処分、当該措置、その不採用又は失職の理由の全部又は一部が特定の規律違反行為である場合は、当該規律違反行為を除く。以下同じ。）を行った疑いがあると思料するときは、次条第1項の規定による公表を前提として、当該退職者への事情聴取又はその他の事実関係の調査を総務局人事管理部人事課長（以下「人事課長」という。）に行わせるものとする。

(情報の公表等)

第4条 市長は、前条の事情聴取又はその他の事実関係の調査の結果、同条の退職者がその在職期間中に規律違反行為を行っていたと認める場合において、当該規律違反行為に係る特定事案の重大性に鑑みて特に必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該規律違反行為に係る事案の概要

(2) 当該退職者ごとの規律違反行為の概要

(3) 当該規律違反行為を行っていた退職者（以下「規律違反行為者」という。）が当該規律違反行為を行った時に属していた部局の名称及びその時の当該規律違反行為者の役名又は職名

(4) 当該規律違反行為について、その規律違反行為者が現に職員であるならば課されることになる想定される懲戒処分又は措置の概要

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、本市の公式ホームページにおいて行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による公表を行うときは、当該公表に係る規律違反行為者の個人情報の保護の重要性を認識し、可能な限り、当該規律違反行為者の権利利益を侵害することがないようにしなければならない。

（事前の通知）

第5条 市長は、前条第1項の規定による公表を行うときは、あらかじめ、規律違反行為者に対し、当該公表の内容を書面により通知するものとする。

（事情聴取等を受けていた職員が退職者となった場合の対応）

第6条 市長は、市長の事務部局に属していた期間中に規律違反行為を行ったと疑われる職員に対する事情聴取又はその他の事実関係の調査（以下「事情聴取等」という。）を人事課長に行わせていた場合において、当該職員が退職者となったことにより懲戒処分又は措置を行うことができなかつたときは、当該事情聴取等を第3条の事情聴取又はその他の事実関係の調査とみなして、第4条の規定を適用することができる。

（施行の細目）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年1月15日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に市長が知った特定事案について適用する。